

自分勝手な土地利用はダメ 土地取引には届け出が必要です

国土利用計画法ってご存知ですか。土地問題の解決には皆さん一人ひとりに、土地は公共性・社会性を持った資源であるという認識を持つてもらうことが必要です。土地の投機的な取引や地価の高騰を抑え、乱開発を防ぐことなどを目的に、国土利用計画法があります。みんなが自分勝手に土地を利用したら、自分の利益だけを考え、投機的な土地取引を行なつたらどうなるのでしょうか？ 土地取引については、平成十二年十月号でも詳しく紹介していますが、今月号では再度、認識していただるために、改めて土地取引について考えてみたいと思います。

届け出の必要な 土地取引とは？

届け出の必要な土地取引の規模には

①市街化区域（二千平方メートル以上）

②①を除く都市計画区域（五千平方メートル以上）

③都市計画区域以外の区域（一万平方メートル以上）

国土利用計画法のねらい

国土利用計画法は、地価の高揚を抑えたり、合理的な土地利

用の確保を図るために土地取引について届け出制を設けていま

す。この届け出制は、平成十年九月に制度が改正され、原則として事後届け出制になりました。

平成元年に制定された土地基

本法は、土地対策を進めるために国民の共通認識とすることが必要な基本的な考え方、「土地についての基本理念」として次

の四つを定めています。

①土地については公共の福祉が優先します。

②土地は計画に従つて適正に利用しなければなりません。

③土地は投機的な取引の対象にしてはいけません。

④土地の価格が道路、鉄道の整備などで増加する場合には、土地の権利者に対し、増加に伴う利益に応じた適正な負担が求められます。

